

# 役員等の報酬等の支給の基準

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人広島信望愛学園（以下、「法人」という。）の寄附行為第12条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤の理事および常勤の評議員とは、法人において勤務することが常態である者をいい、次号に該当する職員理事および職員評議員を除く。
- (4) 職員理事および職員評議員とは、学園の職員（例えば、学校教育法第27条に規定する職員及び学園本部事務局長をいう。）としての給与を支給している理事および評議員をいう。
- (5) 非常勤の役員等とは、役員等のうち前二号以外の者をいう。
- (6) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員等の報酬等には、給与規程に基づくものを含まない。
- (7) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

**第3条** 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤の役員等 報酬
  - (2) 非常勤の役員等 報酬
- 2 職員理事および職員評議員に対しては、前項の規定にかかわらず役員等の報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

**第4条** 役員等に対する報酬の額は別表に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

**第5条** 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務

にあたった場合の月額または日額の報酬の支給日は、給与規程第4条を準用し、「給与」とあるのは「報酬」、「教職員」は「役員等」、「その他教職員代表と書面により協定した」は「この基準に規定した」に、読み替えるものとする。

(費用)

**第6条** 役員等には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。ただし報酬が支給される役員等には旅費規程が定める「日当」を支給しない。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(補則)

**第7条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

**第8条** この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則 (2020年1月29日制定)

1. この規程は、2020年4月1日より施行する。
2. この基準は、評議員会の答申、理事会の議決(2024年3月26日)を経て2024年4月1日より施行する。

別表 (第4条関係)

常勤の理事	月額 15 万円	
職員理事	無報酬 (給与規程に則り職員としての給与のみ支給)	
非常勤の役員等	理事会への出席	日額 1 万円
	評議員会への出席	日額 1 万円
	監事監査・調査のための勤務	日額 1.5 万円

※報酬の源泉所得税は、「源泉徴収税額表 (日額表)」の乙欄を適用する。